

## 地域開発と地名

—八潮市南部地区における町名問題に関連して—

秋本 弘章

### 1. はじめに

八潮市南部地区の町名変更案に反対する住民の動きが、マスコミ等を通じて報道され、注目を集めている<sup>(1)</sup>。近年、市町村合併や政令指定都市化に伴って、新たな市町や区が設けられた際に、どのような名称をつけるかということで話題になることは少なくない。しかしながら、特定の市町村内の一地名の変更がこれほどの話題になったことは珍しいことであろう。

八潮市南部地区は、鉄道敷設と一体となった区画整理事業が行なわれている地域である。区画整理事業によって、道路網や水路網等が改変されるため、従来の大字および地番方式では混乱することが予測された。2013年に一部地域において終了するのに伴い、「住居表示に関する法律」に基づく、新町名に変更するという方針のもと、八潮市南部地区町名策定委員会が組織され、同委員会から2012年3月に市長あてに答申がなされた。答申によると、区画整理事業地域の新町名として「若葉」「美瀬」「青葉」がふさわしいとされた<sup>(2)</sup>。これに対して、この地域にかかわる垢町会の住民から異議が唱えられた。同町会の住民らから市議会に対し、同年8月に町名変更見直しに関する請願書が提出され、9月の市議会で採択された<sup>(3)</sup>。町名変更には、議会の議決が必要のため<sup>(4)</sup>、事実上町名変更については再検討せざるを得ないという状況にある。

本稿では、八潮市における地名改変の経緯等について若干の整理を行ったうえ、2012年5月に垢町会で開催された勉強会での筆者の講演内容を記し、地理学の立場からこの地域の地名変更の在り方について考察する。

### 2. 地名とその変更に関する全国的な動き—地名に関する法律とその改正—

地名は、地域誌史の研究対象である。その経緯が不

明なものも多いが、基本的には明治時代にそれ以前の名称をもとに決められた。谷川(1979)によれば、1881(明治14)年太政官達第83号に「各地に唱えうる字はその地固有の名称にして往古より伝来のものはなはだ多く、土地訴訟の審判、歴史の考証、地誌の編纂等に最も要用成るものに候条、みだりに改称・変更致さぬよう」があり、歴史的地名の保存がはかられたという。このときの町名地番の多くが現在まで通用している。

1889(明治22)年、町村制施行に伴いいくつかの旧村が合併した町および村がつくられた。これらの町および村の名称は多くは中心町村の名称を引き継いだものが多い。そのほかの旧村の名称は大字として長く存続してきた。その後の大きな地名改変はいわゆる昭和の大合併によるものである<sup>(5)</sup>。1953(昭和28)年から1961(昭和36)年までに全国の市町村数は約3分の1になった。この時は、合併によって成立した新市町村の名称をどのようにするかが問題となった地域もあったが、大字以下の地名に関してはそのまま踏襲されたため、問題となっていなかったのである。

この大字を基にした住居表示方法の問題点が指摘されるようになったのは、経済の高度成長に伴う急速な都市化である。大都市およびその近郊では、従来の農用地が宅地等に転用される際に新たな地番が振られることになるが、計画的に開発が進んだわけではないので地番が錯綜するという混乱が生じたのである。こうしたことから「わかりやすい住居表示」が求められたのである。1962(昭和37)年に住居表示に関する法律が制定された。この法律のもとで、大字が統廃合された場合、平等の原則から統廃合大字名等をすべて廃止、新規命名という流れが広がった。また、その際に利用する漢字は当用漢字に限定したため全国的に特長がない地名がつけられるようになった(今尾2004)。

この法律の実施後、多くの分野から見直しの声が起

きた。その多くは地域の歴史や伝統の分断を危惧するものであった。その結果、1977(昭和42)年以降数度にわたって法改正がなされた。

現行法においては第5条2項において、「新たな町又は字の区域を定めた場合には、当該の町又は字の名称は、できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならない。これにより難いときには、できるだけ読みやすく、かつ簡明なものにしなければならない」と記され、第9条の2においては、住居表示の実施に伴い変更されたものについては、その継承をはかるための必要な措置を講じることを求めている。

すなわち、現行法では、地名の歴史的意義を十分認められたものに変更されている。さらに、地方自治法では、町名等は市町村議会の議を経て変更することが可能であり、金沢市などでは旧町名復活運動の結果、旧地名が復活することになった<sup>(6)</sup>。

### 3. 八潮市におけるこれまでの地名等の変更

まず、八潮市における近代的な地名表示変更について、歴史的に検討する。明治以降の八潮市域における地名等の変更は、おおむね3つの時期において行われてきた。第1期は1889(明治22)年の町村制施行に伴うものである。八條、八幡、潮止の3つの村が成立、江戸時代から続く藩政村はそれぞれの村の中で大字として残存した。すなわち、この時期の地名等の変更は新たに成立した3つの村に名称が与えられたというものである。村の名称については、異なる原理が用いられた。八條村は中心となる大字の名称を用いた。八條という地名自体は条里制に起源を持っているといわれ<sup>(7)</sup>、構成する集落に共通した歴史的背景がある。八幡村はこの地域の中心となっている八幡神社に由来する。つまり、地域の社会・文化を背景に名付けられた。これに対して、潮止村は、このときに新たに付けられた名称である。この地域は、標高2mほどの低平な地形で、中川に面する。そのため、潮汐の影響を受け、海水がこの付近まで遡上する。逆に干潮時には、船底が川底に着いてしまうということがみられたという。こうした地理的な背景を基に潮止という名称が採用されたものと思われる。

第2期は1956(昭和31)年のいわゆる昭和の大合併に伴うものである。旧3ヶ村を統合して、新たな村が成立、統合した新たな村として八潮というに名称がつけられた。八條村、八幡村から八を、潮止村から潮をとった合成地名であるが、それぞれの村の由来を残した地名である。大字名は原則としてそのまま踏襲された。一方、旧村意識の解消を目的として、旧村の名称がつけられていた小学校名称は数字を付した学校名に改称し、中学校は1校に統合、八潮中学校とした。その後、人口増加に伴って学校が増設される際には、順次番号が付けられることになった。こうした番号制の命名方式は隣接する東京都足立区などでも採用されている。

第3期は、1980年代以降の変更である。1962(昭和37)年に成立した「住居表示法に関する法律」に基づく変更である。八潮市は、周辺地域に比べ都市化の進展は遅れたが、1970年代以降急速に都市化が進んだ。1982(昭和57)年には市街地化の進展が著しかった旧大字上馬場、中馬場、鶴ヶ曾根などを中心に新たな住居表示がなされることとなった。新名称の設定に関して、平等の原則から旧来の大字名を踏襲することなく新たな画一的な名称である「中央」がつけられた。同様に1986(昭和61)年には「中央」の南側の地域が「八潮」に、「中央」北側の地域が1998(平成10)年に「緑町」に変更され、従来の地理的特徴や歴史的背景を有する大字名が失われた。しかしながら、住民のコミュニティである町会・自治会は、団地や新たに建設されたマンションなどを除けば原則として従来の大字の範囲と名称を存続させている。つまり、新しい地名は住居表示の機能しか持たず、地域社会の実態を反映したものではないともいえる。また、学校の名称は、住居表示方式によって古くから地名が破壊されたことに対する反省および番号だと所在地が分かりづらい等の理由から、1989(平成5)年に旧大字名による名称に一斉変更がなされた。このように、八潮市においては、住居表示方式による地名の改変が進んだが、実質的な意味において従来の地名(大字名)が重要視されていることを示している。

4. 八潮市南部地区における新町名策定の経緯と住民

の対応

八潮市南部地区における地名改変問題の経緯を整理しておく(第1表)。

第1表 八潮市南部地区における地名改変に関する動き

年	月	日	区画整理事業関連	行政の対応	議会の対応	住民の動き			
1985	昭和60	7	常磐新線の開設を答申(運輸審議会)						
1989	平成元	6	大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法制定						
1994	平成6	10	常磐新線建設開始						
1996	平成8	5	八潮南部地区都市計画決定						
1997	平成9	4	24	八潮南部東地区区画整理事業認可(八潮市)事業期間平成9年から平成36年(清算期間5年)					
		5	9	八潮南部西地区区画整理事業認可(埼玉県)事業期間平成9年から平成36年(清算期間5年)					
		6	9	八潮南部中央地区区画整理事業許可(都市再生機構)事業期間平成9年から平成30年(清算期間5年)					
2005	平成17	8	24	つくばエクスプレス開業					
2011	平成23	3	16		八潮市付属機関設置条例一部改正(八潮南部地区町名策定委員会設置)案採択  各町会の総会における説明(関係9町会) 町会自治会連合会への推薦依頼 第1回委員会 町名の市民公募 中学校へのアンケート 第2回委員会 第3回委員会				
2012	平成24	1	5		最終アンケートの実施 第4回委員会 町名策定委員会答申 広報やしおにて答申の公表  南川崎町会説明会 新田町会説明会 伊勢野町会説明会 下木曽根町会説明会 大曾根東町会説明会	八潮市付属機関設置条例一部改正(八潮南部地区町名策定委員会設置)案採択  建設水道委員会請願採択(6人中5人賛成) 本会議請願採択(21人中18人賛成)			
				2			28		「坊」を知る緊急集会開催(坊町会主催) 「坊」を守る緊急集会開催(坊町会主催) 南部地区区画整理事業地域町名変更を求める請願への署名活動 議会へ請願提出(署名数1330筆) 追加署名提出(673筆) 請願採択緊急報告会(坊町会主催)
				3			5		
				4			10		
				5			13		
				8			19		
				8			28		
				9			13		
				9			21		
				10			21		
				11			28		
				12			2		
				12			8		
12	21								
12	23								
2013	平成25	1	27			住所・地名を考えるシンポジウム(上大瀬町会主催)			

(八潮市資料、坊町会資料により筆者作成)

八潮市南部地区は、鉄道交通の狭間であることから都市化が遅れていたが、常磐新線(つくばエクスプレス)の建設によって、急速に都市化が進展することが予測された。このように新鉄道開通に伴う地域におい

て、無計画、無秩序な都市化の進展を防ぐという目的から、1989(平成元)年「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法」が制定された。この法律に基づき八潮市域においては、

南部地区を対象に区画整理事業が行われることになった<sup>(8)</sup>。この地域は面積約260haになるが、西地区が埼玉県、中央地区が都市再生機構、東地区が八潮市事業主体となって区画整理事業がすすめられている。このうち、中央地区における換地処分が2013(平成25)年末に予定されている。区画整理事業に伴って、旧来の道路網等に大幅な変更が生じているため、新たな住居表示あるいは地番を設定する必要があった。

2011(平成23)年、市議会において八潮市附属機関設置条例の一部を改正する条例が議決され町名策定委員会が設置された。策定委員会は11名から構成された。このうち過半数を占める6名は区画整理審議会が推薦する委員(地権者代表)、2名が八潮市南部地区町会・自治会に属するもので町会自治会連合会が推薦する者、八潮市南部地区の住所を有するもので公募によるもの、その他市長が必要と認めるものであった。2011(平成23)年8月に第1回委員会が開催され、市長が必要と認めるものとしては都市計画の専門家である、黒川洗氏が委員長に選任された。この第1回委員会では、区画整理事業地区に近い3つの区域に分けて検討すること、新しい町名については市民全体から募集を行うことになった。これを受けて、9月に市民アンケートおよび八潮市南部地区を学区とする潮止中学校、大原中学校の生徒へのアンケートを行った。10月に開催された第2回委員会では3つに分けた区域のそれぞれの範囲を決定するとともに、新たな町名案としての絞り込みを行った。11月には第3回委員会が開かれ、地権者および市民に対して行う最終アンケートの検討を行った。2012(平成24)年1月には最終アンケートを実施した。このアンケート結果を基に、2月に第4回委員会が開催され、2012(平成24)年3月5日付で、西地区を青葉、中央地区を美瀬、東地区を若葉とする答申案が出された。

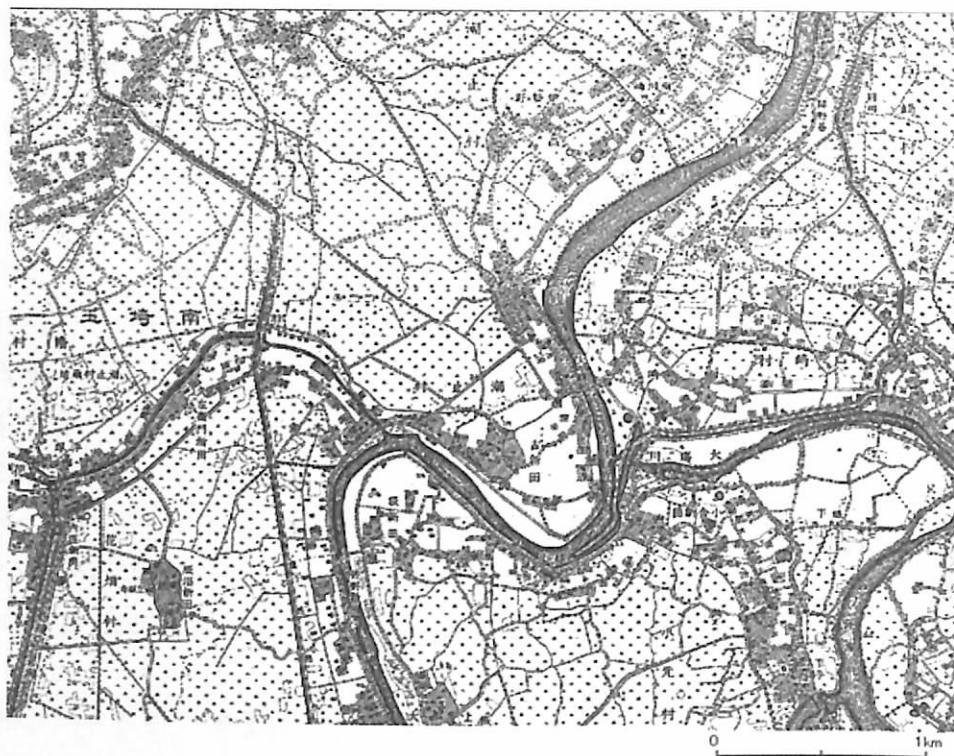
この答申の骨格が明らかになるにつれ、区画整理関係町内の住民等から町名変更に対する疑問が示された。とくに地名変更によって町会の面積の9割が新地名に移行する垢町会の町会長は、新地名による町会の分断や「垢」という地名の固有性、行政側の地元への説明不足などから新地名に対して反対の意向を示

した<sup>(9)</sup>。そして同町会を中心に答申案の新地名を再考し、従来の地名を残す運動が繰り広げられることとなった。「垢」町会等を主催者として、2012年5月に「『垢』を知る緊急集会」(主催者発表参加者71名)が開催された。同集会では、日本語学の研究者で「垢」という国字の重要性を指摘している早稲田大学の笹原宏之氏、日本史(郷土史)研究者の大東文化大学の宮瀧交二氏、そして地理学・社会科教育の研究者の秋本の講演が行われた。さらに2012年8月に「『垢』を守る緊急集会」(主催者発表参加者70名)が開催され、地名研究者として著名な(財)日本地図センター客員研究員の今尾恵介氏、全国地名保存連盟運営委員の古田禎昭氏の講演が行われた。これらの動きはマスコミ等に広く報道された。

さらに同町会が中心となって、八潮市南部地区全体の町名変更見直しを求めた「南部地区区画整理事業区域の町名変更見直しに関する請願書」の署名活動が行われ、8月28日には1330筆の署名(委員会採択時までは2003筆)とともに市議会に提出された。この請願は南部地区の町名変更の中止を求めるもので、具体的には区画整理事業区域ごとに1つの町名で統一するのではなく区域内を分けて従来の大字名を残すこと、換地処分の際の住居表示を適用しないこと、境界設定に関しても必ずしも幹線道路を境界とすることにこだわらず、従来の大字の範囲をできるだけ残し設定することといった内容であった<sup>(10)</sup>。すなわち、地名策定委員会の答申を実質的に否定するものといえる。

この請願は、同年9月の市議会本会議で21名中18名の賛成で採択された。請願の採択自体、法的な拘束力はないが、地方自治法において「政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。」と定められているため、現議会のもとでは実質的に答申案の町名で変更することは難しくなったといえることができる。

請願採択を受けて、2012(平成24)年10月21日に、



第1図 明治時代後期の八潮市南部地区(20000分の1「草加」明治39年測図、「千住」明治42年測図)

請願採択緊急報告会「住民は住所・地名をどう考えるか—地名は誰のもの?—」(主催者発表参加者50名)が開催された。この報告会に出席した市議会副議長から「市議会として市の今後の対応をしっかりとチェックしたい」と述べられたほか、市都市デザイン部長から関係町会に対する町名変更説明会を開催することが確約され、11月末から順次開催されている。

また、2013(平成25)年1月27日には上大瀬町会主催で住所氏名を考えるシンポジウム「地名と文化財—埼玉県指定無形文化財『大瀬の獅子舞』を考える—」が開催され、国語学・民俗学を専攻する獨協大学の飯島一彦氏と八潮市郷土研究会長の遠藤忠氏の講演が行われた。このシンポジウムを通じて大瀬町会も新地名への反対の意向を明確にした。

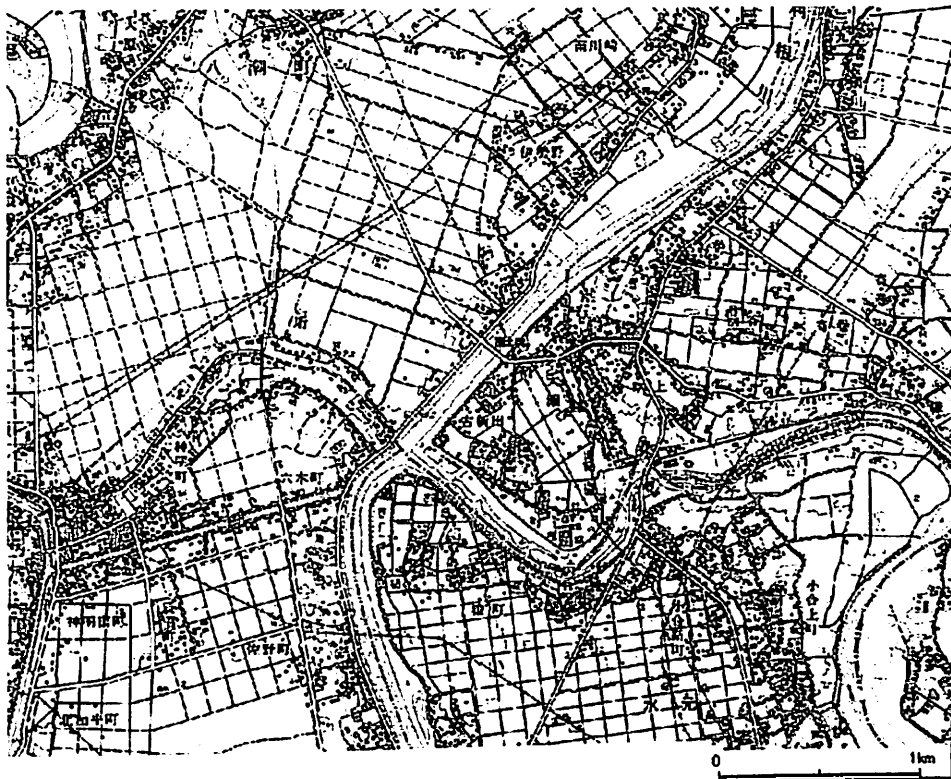
市長としては、先に換地作業が始まる中央地区のみの改正案を議会に提出し、議会の動きを見守るとの方針であると報道されているが、審議が未了の場合は、既存の町名が存続することとなり、都市計画によって整備された道路網等と整合性が問題となろう。

## 5. 八潮市南部地区における地名変更に関する地理学的検討

### 5-1 八潮市南部地区の地理的特性と地名

八潮市の自然的基盤は、旧利根川が形成した沖積平野の一面をなしている。標高は2m程度である。中小河川が乱流しており、河川の周囲は自然堤防がそしてその背後には後背湿地が広がっている。中川や埴川の両岸には比較的規模の大きい自然堤防が形成されているが、それは、中川や埴川がかつての利根川の本流であったからである。この地域では、伝統的に自然堤防上に集落と畑、後背湿地は水田という土地利用がなされてきた(第1図)。

河川は生活用水、農業用排水のためばかりでなく、交通路としても重要視されてきた。つまり自然堤防上の集落と後背湿地の水田そして河川が一体となって人々の生活圏が形成されていたのである。この生活圏が江戸時代から続いており、1889(明治22)年の町村制施行時には大字となった。名称は、通常集落が立地する場所の地理的特性を示す言葉がつけられてきた。大曾根、木曾根、埴、浮塚といった地名が自然堤防に関わる地名であり、南川崎や大瀬は河川の特性をしめ



第2図 1960年代後半八潮市南部地区(25000分の1地形図「草加」昭和40年改測)

した地名である。大曾根、木曾根に使われる、「曾根」「塚」という地名は、いずれも周囲よりわずかに高くなった場所を示す言葉である。「圻」は全国でも唯一の地名であり、また、この漢字は中国にはない「国字」の一つとされる(笹原 2007)。しかし、その語源は「カケ」「ハケ」あるいは「ハナ」と同じものと考えられている。すなわち水が「ハケる」「カケる」ということにちなんでおり、水が「ハケる」際に「土」が流されて「行」という字をあてたものであるという(遠藤 2001)。川崎は、川が屈曲する場所につけられた地名で、屈曲した内側では土砂が堆積して土地が突き出ていく様を示している。「大瀬」の「瀬」は川の浅瀬を示したものであり、渡河点にしばしばつけられる地名である。

一方、地域の開発過程を示した地名も存在している。「二丁目」は、条里制の土地区画の名残の地名である。「古新田」は、江戸時代の新田開発による地名である。一般に元禄から享保期までに開発されたものを「古新田」と称するが、この地も、江戸時代初期に開発されたものである。

こうした土地の自然的特徴や歴史的背景に基づく地

名は、各地に類似した地名が残されており、必ずしも独自の地域性を示したものとは言えない。しかしながら、そこに生きる人々がその土地とどのように付き合ってきたかということが端的に示されている。

#### 5-2 八潮市南部地区の位置と地域変容

八潮市は東京都心から20km圏内に位置している。しかし、鉄道網の狭間にあったこと、複雑な河川網によって道路交通にも制限が加わっていることから、周辺地域に比べ都市化の進展は遅れてきた。それでも、1960年代後半には八潮市の中部地区では八潮団地や八潮伊草団地が建設されるとともに住宅地化が進み、草加市に隣接する地区では工業団地が造成された。これらの地区では、区画整理事業も行われ、かつての水田地帯という景観は一変した。また、八潮市北部は、東京からの距離が比較的遠く、市街化調整区域に指定されていることもあり、現在でも農村的景観が卓越している。一方、八潮市南部地区は、1960年代後半においては、工場がいくつか進出しているものの依然として農村的土地利用パターンが存続していた(第2図)。

第2表 八潮市南部地区の農家戸数の変化

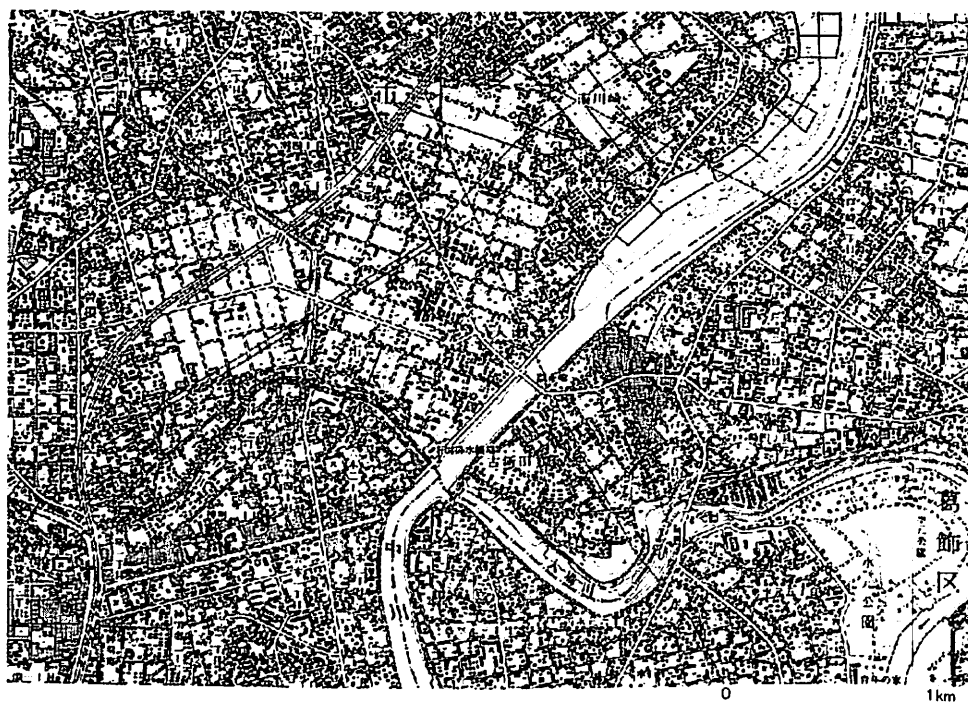
農業集落	1970年			2000年		
	総戸数	総農家戸数	農家の割合	総戸数	総農家戸数	農家の割合
下木曾根	183	23	14.2	550	10	1.8
南川崎	310	50	16.1	1040	24	2.3
伊勢野	170	34	20.0	720	22	3.1
大瀬(上)	229	35	15.3	790	14	1.8
垢	180	18	10.0	410	9	2.2
古新田(西)	399	19	4.8	450	7	1.6
新田	147	31	21.1	820	15	1.8
大原	233	48	20.6	1392	21	1.5
大曾根	756	83	11.0	2420	15	0.6

出所:2000年世界農業センサス農業集落カードより作成

第3表 八潮市南部地区における経営耕地面積の縮小

農業集落	1970年		2000年		残存率	
	経営耕地面積 (ha)	(うち田) (ha)	経営耕地面積 (ha)	(うち田) (ha)	全経営耕地 (%)	田 (%)
下木曾根	1730	710	351	25	20.3	3.5
南川崎	4590	2400	1132	40	24.7	1.7
伊勢野	3240	1870	1234	226	38.1	12.1
大瀬(上)	3270	1960	1123	481	34.3	24.5
垢	1600	1100	363	37	22.7	3.4
古新田(西)	1220	810	313	65	25.7	8.0
新田	3600	2280	569	73	15.8	3.2
大原	4500	3280	2157	1116	47.9	34.0
大曾根	5460	4070	521	24	9.5	0.6

出所:2000年世界農業センサス農業集落カードより作成



第3図 1998年頃の八潮市南部地区(25000分の1地形図「草加」平成10年修正)

八潮市南部地区には、南川崎、伊勢野、大瀬(上)、垢、古新田(西)、大原、新田、大曾根、下木曾根の8農業集落の一部領域が含まれている。農業センサスによれば、1970年の時点において、農業集落における農家率は古新田(西)を除くすべての集落で10%を超えている。とくに伊勢野や新田、大原では20%を超えており、この時期までは伝統的な農業集落の景観を強く残していた(第2表)。

しかし、この時期からは都市化が急速に進行する。陳(1982)によれば、1959年に農道が広げられ、東京の工場等が進出、急速にスプロール的な市街化が進んだという。この地域の低湿田の地価は、東京の地価よりはるかに安い。住宅地と異なって、鉄道交通に依存

する必要のない工場等は、東京からの距離だけが問題となるので、この地域への進出は極めて経済的な判断だったのである。さらに、この時期においては、用途規制が行われていなかったことも工場等の進出を促すことになった。農地の工業用地等への転用がはかられた結果、2000年の農業経営耕地面積は1970年の3割程度にまで減少したのである。とりわけ水田の減少は著しかった(第3表)。その過程では、一時的に不作付地も目立っていた。例えば、垢集落においては1975年には1002haの水田(経営耕地)があったが、不作付地は461haにも及んだ。その後、不作付地は減少するが、それは水田自体が縮小したことによる。一方、自然堤防上などの畑はある程度維持されていることから、



農業を維持している農家もあるものの、生産活動は集約的な畑作へと転換した。

1998年ごろの地形図からは、後背湿地にあった水田のほとんどが宅地や畑などに転換したことが分かる。

こうした土地利用の転換は、河川のあり方にも大きな変化を与えてきた。圀川は、もともと綾瀬川の本流であったが、江戸時代の河川改修により上流部が切り離されることとなった。その際、圀川の水を農業用水として利用してきた地域へ給水するため、葛西用水から水が引かれ溜井として利用されてきた。しかし、高度経済成長期に水田稲作がおこなわれなくなったことから、農業用水としての機能を失い、排水路としての役割のみが残ることとなった。

すなわち、高度経済成長以前は、生活用水を供給するとともに農業用水そして交通路としても重要な役割を果たしてきた河川と自然堤防上の集落、そして後背湿地の水田は一体となった生活圏を形成していた。しかし、高度経済成長期には、河川には産業・生活排水が流入し「どぶ川」の様相を示すようになった。また、自然堤防上の集落は維持されていたが、住民は工業や商業など他産業に従事するようになった。そして、後背湿地で行われてきた水田農業は行われなくなり、かつての水田の一部は中小の工場や貸倉庫、資材置き場に転用された(写真1)。自然堤防上の集落の住居を持つ旧農家が、かつての水田耕作に代わって貸倉庫などを経営していることもあり、自然堤防上の集落と後背湿地に位置するかつての水田と全く関係が途絶えたわけではなく、地域としての一体性はある程度維持されていたが、地域的分断が進んだのである。



写真1 低湿地にある工場(八潮市大瀬)(2009年8月撮影)

### 5-3 住宅・工業用地開発と地理的歴史的条件の見直し

高度経済成長期には八潮市内でも八潮団地や八潮伊草団地のような比較的規模の大きい住宅団地が建設された。これらの団地は、公団が一定面積の土地を買い上げ、計画的に集合住宅を建設した。緑地も多く配置されるとともに商店なども誘致し、団地内で完結した生活ができるよう配慮された。しかし、近年これらの開発の問題点が明らかになってきた。まず、開発時に同世代の者が一斉に入居したこともあって世代間の偏りが大きい。入居当初、夫婦と子供1ないし2人といった構成の世帯が多かったが、子どもが成長すると独立して行き、夫婦のみが取り残されるという結果となった。そのため、現在人口減少と高齢化が同時進行的に進んでいるのである。実際、住民基本台帳によれば八潮団地では2007年から2011年の間に191人、伊草団地では106人の人口減がみられるのである。

また、工業団地として整備された地区においては、工場のみが立地することとなり、通勤先であったとしても、地域社会からは切り離されるという状況が生まれてきた。

一方、既存集落においては、世代交代は比較的順調に進んでいる。既存集落の住民はもともと農業を基盤としていたため、一定の面積の土地を保有している。そのため、子どもが独立する際も、敷地内あるいはかつての農地を宅地に変更し住宅を建設するという選択肢も可能であった。子どもたちにしても、都市化の著しいこの地域では、就業先を見つけることも比較的容易であったため、離村する必要性が少なかった。つまり、古くからの集落では人口が減少するという事は起きなかったのである。また、集落内にある神社や寺が、年中行事や冠婚葬祭を通じて古くからのコミュニティをつなぐ基盤となってきた。つまり、既存集落は社会的にも持続可能なシステムを備えていたということができよう。

高度経済成長期以降の動きとして、自然環境へのまなざしが大きく変化してきたことがあげられる。例えば、高度経済成長期に「どぶ川」と化した河川を見直す動きが広がっている。例えば、圀川は、周囲の農地を



失って以来排水路としての機能しか存続していなかった。しかしながらこうした河川を再生させようという動きは、行政、民間の双方から起こっている。埼玉県では「水辺再生100プラン」の一つに指定しヘドロ除去などの取組を行っている。八潮市では埴川親水通りを整備しており、対岸の足立区においても特別景観形成地区に指定し樹木等の保全をはかっている。民間団体では「がけがわ自然再生プロジェクトチーム」などが活動し、河川浄化などの運動を進めている。現在では埴川は、関東の川釣りの名所の一つに数えられるようになってきている。



写真2 埴川の景観(2009年7月撮影)

写真左側が足立区、右側が八潮市埴地区。足立区では埴川沿いを特別景観形成地区に指定、樹木の保存をはかっている。八潮市埴地区は自然堤防上に集落が立地している。

また、市街化地域内では、農地も数少ない貴重な緑地帯として認識されるようになり、市民農園などの新たな活用法も見出されるようになってきた。地産地消が尊重されるという流れの中で、小松菜なども特産品として注目を集めている。つまり、高度経済成長期に途切れた河川や農地と住民のつながりが再びつくられるようになったのである。

このような地域変容を模式化すると次のようになる(第4図)。

#### 5-4 八潮市南部地区地名改変に関する異議申し立ての要因

八潮市南部地区に関する地名策定委員会の答申は、高度経済成長期の命名方法にのっとったものである。新地名を求める意見としては、過去のしがらみと決別

	河川	護岸	自然堤防	後背湿地
伝統的農村期	生活用水・農業用水・農業排水	土羽による護岸	集落・畑	水田
一体的生活圏				
高度経済成長期	生活排水どぶ川化	鋼矢板を用いた壁状人工護岸	集落・畑・宅地	中小工場 倉庫 資材置き場 宅地 荒地
分断された生活圏				
現在/近い将来	親水河川	アクセスが容易な親水護岸	集落・畑・宅地	区画整備中/宅地化
新たな結びつきの模索				

第4図 八潮市南部地域の地域変容の模式図

し新しいまちづくりをしていこう、新しい地名をつけることでイメージアップをはかり資産価値をあげていこうというものが代表的である。しかし、今日ではこうしてつくられた高度経済成長期の地域社会が大きなほころびを見せている。かつての「ニュータウン」が「オールドタウン」となっている現実を目の当たりにするようになり、その場所の自然環境や歴史的背景から断絶した地域社会は生き残ることができないということが明らかになりつつある。すなわち、現在地域開発で求められているのは、歴史的、伝統的価値観の重視、自然環境の見直し、地域コミュニティの再生などである。地域住民の対応は、こうした時代の変化に対応したものといえよう。また、人口増が沈静化している今日では土地需要が急速に増大すること、すなわち地価が高騰することは考えられない。

こうした異議申し立てが行われたのも、都市開発、地域開発の手法の変化ともかわりがある。高度経済成長期においては、国や地方公共団体等が土地をいったんすべて買い上げ、区画整理した後、分譲・賃貸するという方式が主流であった。そのため、地域住民は土地売却とともに開発地域から経済的にも心理的にも切り離された。開発地域の地名を考える際にも、第三者が新しい町をイメージしながら行ってきたものが多かった。しかし、今日では、原則として土地所有権を移転させず、利益を受ける土地所有者の負担で区画整理事業を行う。行政は、土地の利用に関しては都市計画上の規制はするものの、実際の土地利用土地所有者の意向が尊重されるということとなった。八潮市南部地区においても、区画整理事業地区に土地を所有する既存集落の住民は少なくない。つまり、区画整理事業

が行われた地域と既存集落の経済的・心理的関係は存続するのである。そのため、地域住民も地名策定に大きな関心を示すようになってきているのである。八潮市の地名策定委員会にも、土地所有者の代表や地元町会の代表者が含まれているが、彼らは個人として加わっているものであって、必ずしも地域住民の意向を反映するものではなかった。

さらに、東日本大震災をきっかけとして、防災の側面からも地名の価値に注目が集まっている。例えば、2012年に小川が『あぶない地名 災害地名ハンドブック』を、2013年に遠藤が『地名は災害を警告する』を著したほか、京都大学防災研、名古屋大学地震工学・防災グループ<sup>(11)</sup>などが地名と災害との関係を調べている。

圻や大曾根などは自然堤防に関わる地名であることは先に述べた通りである。自然堤防が形成されるということは、過去に何度も洪水が起きた地域であるということの意味している。洪水は短期的な視点からみれば災害であるが、長期的な視点からみればそれによって土壌が更新されるため、農業生産にはプラスの効果をもたらす。人々は、自然災害のプラスの面とマイナスの面を理解しながら生活をしてきたのであり、そのことが地名に託して伝えられてきたのである。

一方、高度経済成長期において名付けられた地名、例えば、青葉や若葉などは地域の特性を表すわけではない。また、区画整理された土地からは土地の条件を類推することは難しく、防災に対する備えもおろそかになるという恐れがある。

以上検討してきたように、圻地区の住民の新地名に対する異議申し立ては、社会的な背景を踏まえたものであるといえよう。

## 6. まとめ

本稿では、八潮市南部地区の地名改変問題について、その概要を示すとともに、地理学的観点からその意義を検討した。

地理的条件や歴史的背景に起源を持つ地名には、その地域に暮らしてきた先人の知恵や思いが含まれており、貴重な文化財である。したがって、安易に変える

べきではないという主張には十分な説得力がある。しかし、八潮市南部地区のように都市化および区画整理事業の進展によって、旧来の字界などが失われる地域においては、生活上の混乱を避けるためにも、少なくとも地番整理が不可欠であろう。

八潮市南部地区についていえば、町名変更が必要であったのか、地番整理で問題を解消することができなかったのかなどが検討された形跡はなく、町名変更を行うものという前提で進んできた。町名策定委員会に諮問された事項は新町名の策定であって、旧来の地名を残した地番整理という選択肢はなかった。一方、諮問した市側は、従来地名の存続という選択肢の排除を前提とはしていなかったという。

こうした点も含めて、今回の問題で明らかになったのは、地名に関する教養や哲学の欠如である。新地名の選定に際して、従来の地名がどのような背景を持ったものか議論された形跡は見られない。また、提案された新地名も、どのような考え方、どのような思いを持ってつくられたのかが全く見えない。むしろ、在来の地域社会と乖離した地名をつけることで、分断をはかっているよう思える。高度経済成長期にニュータウン問題を真摯に検討し、これからの社会のありようを考えれば、在来の地域社会と区画整理地区の新住民の社会と交流を深めていく必要があるし、また交流はすでに行われつつある。このような社会的動向を踏まえれば、高度経済成長期の地名選定方法を転換していかなければならない。

もちろん、最終的に答申された地名のみについて、その是非を議論するだけでなく、そのプロセスについても再検討していくことも望まれる。実際、答申に至るまで地元住民への説明は行われてはいなかったし、このことについて大久保市議会副議長は「住民の意向を尊重しない『瑕疵』があった」と請願採択報告会で述べた<sup>(12)</sup>。

いずれにしても、町名変更や地番整理の際に、どのような哲学で行うのかといった点も問われているのである。

追記 本稿は、2012(平成24)年5月13日、垢ふれあい会館で行われた『「垢」を知る研究集会』において講演した内容を骨子としたものである。講演会では、垢町会および垢を守る会の皆様方をはじめとする参加者の皆様から貴重なご意見をいただいた。また垢を守る会事務局長昼間良次氏には資料収集等に当たって多大な協力を得た。記して感謝申し上げる。

## 注

- (1)新聞各紙で報道されているほか、テレビ番組でも取り上げられた。新聞は多くが地方面であるが、朝日新聞(東京本社)2012年3月12日では社会面に掲載されている。またテレビでは、ニュース番組以外にTBSテレビ2012年6月10日放送の『噂の東京マガジン』でも取り上げられた。また、テレビ埼玉2012年12月28日放送の「ウィークエンド930スペシャル」では2012年県内の主なニュースの一つとしている。
- (2)八潮南部地区町名策定委員会(2012)『八潮南部(中央・西・東)一体型土地画整理事業地区内における町名等についての答申書』その概要は2012(平成24)年4月10日発行広報やしおNo.737に掲載されている。
- (3)2012(平成24)年11月発行やしお市議会だよりNo.67
- (4)地方自治法第260条に、市町村の区域内の町若しくは字の区域変更や廃止、名称変更に際して市町村長は市町村の議会の議決を経て都道府県知事に届けることが記されている。
- (5)東京都区部に関しては、関東大震災後の復興事業においても地名改変がなされている。
- (6)金沢市 「旧町名復活」  
<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/22050/kyuchomei/history.html>(2013年1月31日閲覧)
- (7)「角川日本地名大辞典」編纂委員会 竹内理三編(1980)『角川日本地名大辞典 11 埼玉県』による。
- (8)埼玉県「つくばエクスプレス沿線の町づくり」  
<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/tsukubaex-saitama/>(2013年1月31日閲覧)
- (9)埼玉新聞2012(平成24)年5月11日社会面(19面)記

事による。

- (10)前掲(3)
- (11)名古屋大学 地震工学・防災グループ 「地名に見る土地活用の変遷と地盤条件」 <http://www.sharaku.nuac.nagoya-u.ac.jp/chiiki/chimei.html>(2013年1月31日閲覧)  
京都大学防災研究所地震災害研究部門建造物震害研究分野 <http://sds.dpri.kyoto-u.ac.jp/>(2013年1月31日閲覧)
- (12)毎日新聞2012(平成24)年10月22日埼玉東面(24面)記事による。

## 文献

- 今尾恵介(2004)『住所と地名の大研究』新潮社。  
遠藤忠(2001)八潮の地名考⑧垢の地名 広報やしおNo.582. 八潮市役所。  
遠藤宏之(2013)『地名は災害を警告する—由来を知りわが身を守る』技術評論社。  
小川豊(2012)『あぶない地名 災害地名ハンドブック』三一書房。  
笹原宏之(2007)『国字の位相と展開』三省堂。  
谷川健一編著(1979)『現代「地名」考』NHK出版。  
陳憲明(1982)農業の側面からみた東京近郊低湿地の都市化—八潮市域の例—。八潮市史研究第4号, 1-52.

**Regional development and place name.**

— Related to the problem of place name change in the Southern District of Yashio city —

AKIMOTO Hiroaki

The author described the history of the problem place name change in Yashio . In addition, discussed the nature of change place names in the region from the point of view of geography.

Authors have pointed out the importance of traditional place names that represent the characteristics of the region and that there is a need to focus on the traditional place names as well in order to achieve the sustainable development of local communities.